

一過性でない、意見交換が充分できる勉強会の形を探って、権利保護委員会が手探りで企画した全4回・少人数での「知財塾」の2回目が、このたび実施できました。第一回は著作権中心で進行了ましたが、第二回の今回はパッケージデザインに関係の深いキャラクターを取り上げ、関係する保護法を多角的に触れられるような内容で構成しました。

活動報告

第二回知財塾

2011年3月10日(木)於:(社)日本デザイン保護協会 会議室 17:30~20:00

■キャラクターの種類と、それぞれに関する保護法
 ■キャラクターの商品化(商品化権について)を考える
 ■著作権契約における注意点(著作者人格権と著作権譲渡、著作権と所有権)
 ■具体的な事例・判例による各保護法との関係の解説

* * *

講師:永芳 太郎 みずの永芳特許事務所 所長・弁理士
 オブザーバー:梅澤 修 京橋知財事務所 弁理士

*

(参加者:塾生10名、委員3名、講師1名、オブザーバー1名)

◆知財塾に参加して 塾生レポート◆ (掲載はアイエオ順)
 12名の塾生の中から、今回4名の方の感想・ご意見を掲載しています。内側からの様子がお伝えできると思いますので、3回目以降、順次他の方にもお願いするつもりです。

株式会社 圖庵 新谷 秀実

2回目の知財塾を終えて、パッケージデザインに関わる私たちにとって、知的財産権の重要性をあらためて感じています。私たちがデザイナーの日々の制作すべてが、整った環境ばかりではなく、なかなか権利、保護という盾をしっかりとサポートできないのが現状です。それは、デザイナーの認識の甘さが、一つの要因ではありますが、優れたデザインを生み出すことと同じように、その成果物に権利・保護をあたえる事も、仕事のひとつと認識を強く感じました。

多くの成果物が無名のデザイナーによって支えられています。権利・保護といった事に、デザイナーはもちろん、顔を曇らせる代理店やクライアントも、お互いに認識を深め、支えあっていく事が大切だと感じています。

亀田製菓株式会社 デザインチーム 高林 めぐみ

1回目、2回目の知財塾に参加しました。今まで不確かだった知的財産権に関わる事を学べるとも良い機会で、協会に感謝しています。自分では処理できない事が多く、それを確認する場所や手段もわからない状態でした。知財塾に参加して、絡んだ糸を解くように少しずつ学ばせていただいています。きちんと理解しようとする付随する事柄の深さも広さも様々なことがわかります。

私は2年前までフリーデザイナーで主に食品のパッケージデザインをしていたのですが、現在メーカー勤務となり、今までの立場が逆転しました。制作者と依頼者、立ち位置の違いはあれど、デザインを大切に思う意識は同じです。双方が固い信頼関係の上で気持ちよく仕事ができる基盤がここにあるように思います。

LOTTE 商品開発部 デザイン企画室 宗則 洋之

私は、新聞を読むのが好きだ。毎日、隅から隅まで丹念に新聞を読むのだが、ここ数年で気づいた事がひとつある。知財トラブルに関する記事が増えているのだ。直近で言えば「ひこにゃん、うりふたつ騒動」、はたまた「格安DVD訴訟」等々。知らぬ間に、現代社会は目に見えない「知財権」という魔物に取り付かれてしまったらしい。しかし、この権利は私たちにとって必要不可欠なものである事もまた事実である。

だからこそ、その権利を正しく知り、正しく行使する為に「知財塾」はあるのだと思う。まだまだ議論は始まったばかりだし、そもそも知財権の捉え方自体も参加者によって様々で、まるで巨大な迷路に踏み込んでしまったような気持ちだ。でも、「千里の道も一歩から」。この「知財塾」で積み重ねられた知見が役立つ日が来るのを信じている。知財権のトラブルがない社会は、きっと私たちにとっても、とても住み心地のいい社会であるはずなのだから。

デザイン会社勤務 Y.O

私はデザイン会社の事務職です。知財塾に参加した目的は、業界に係わる法律等を学ぶことで、自社のデザインを守る方法や、現在の役務提供の質や対価の妥当性等の分析と見直しに役立てたいと考えたからです。勉強会では、裁判の事例やその解説から知的財産権の全体像を知ることができ、また、かねてから気になっていた2次的使用等デザインの流用範囲については、キャラクターのライセンス契約と著作権譲渡契約に係わるチェックポイントを参考に見直すことができます。

さらに、勉強会には様々な立場の方が参加されているので、受注発注両側からのお話を聞くことができ、参考になります。今後は、デザイン報酬の相場等にも触れていただけたらと思います。

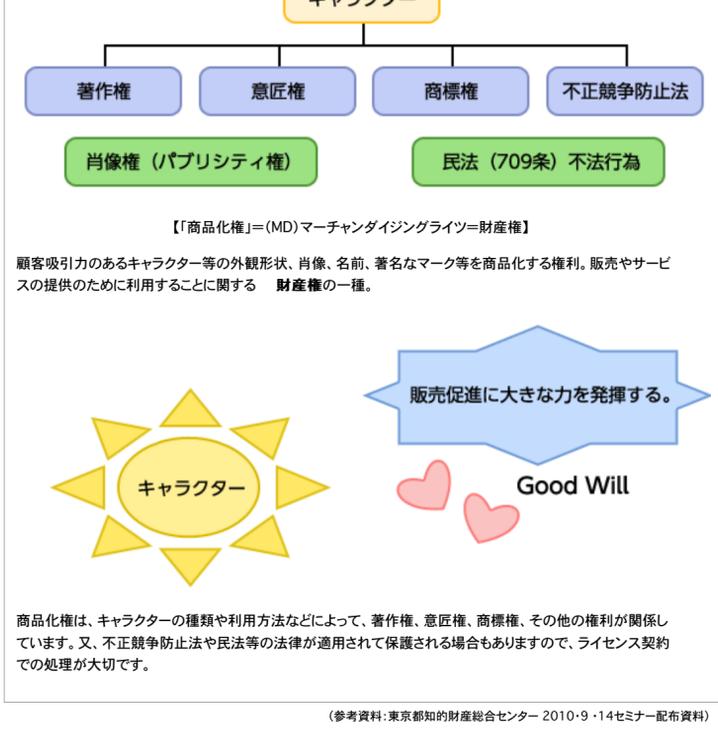
メンバーの所属紹介 (塾生12名、委員3名)
 ※JPDA知財塾は様々な立場の方々で構成されています※
 ●フリーランスデザイナー、デザイン事務所所属:8名
 ●メーカー:4名
 ●コンバーター(容器メーカー、印刷等):2名
 ●流通:1名

委員会からの「講義レポート」

テキストの進行に併せて多くの疑問・質問が出され、それに対する講師からの丁寧な説明を受けて充実した時間を共有できたと思います。知財塾のメンバーだけの知識にしておくのは勿体無い事と考えまして、このような勉強会をしたことの概要だけでもお伝えしようと思えました。

実際の細かな説明が省かれていますので、誤った受け止め方がなされる危険もありますが、敢えて掲載いたします。内容に関して疑問に思われることがありましたらご遠慮なく、このページの最後に提示された連絡先までお送りください。それがまた、次への勉強に繋げていける教材になります。よろしく願い致します。

1.)キャラクターの知財保護と商品化権



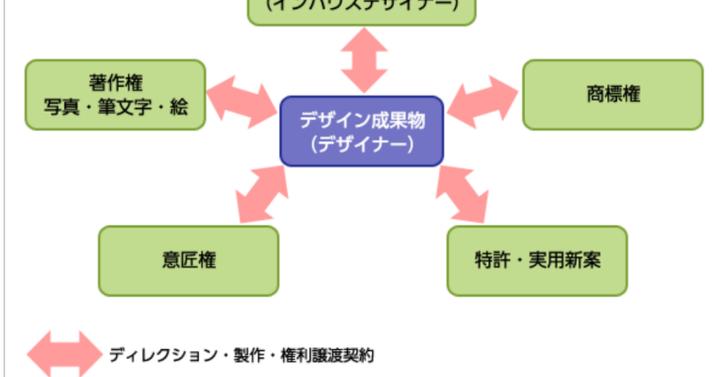
(参考資料:東京都知的財産総合センター 2010・9・14セミナー配布資料)

■講義で学んだキャラクターに関する事例と関係する法律

- ・たいやきくん事件 (著作権の翻案権)
- ・ディズニー・キャラクター事件(不正競争防止法の周知表示との混同)
- ・サザエさん事件(著作権の複製権)
- ・ギャロップレーサー事件(物のパブリシティ権で争う)
- ・動くかに看板事件(不正競争防止法の周知表示混同惹起行為)
- ・NOVAうさぎ商品化権許諾契約事件(口頭での契約について)
- ・ケロケロケロ事件(著作権)
- ・ミッフィーとキャシー(著作権侵害で係争中)
- ・たまごっち事件(不正競争防止法の商品形態模倣行為と意匠権)
- ※たまごっち事件はキャラクターから外れますが+意匠権での対応例です。

2.)デザイン成果物の持つ様々な知財権は誰のもの?

「商品」、「デザイン成果物」を構成する要素の保護法はどの様になっているのかの確認から、◆各要素をディレクトするデザイナーの仕事=デザイン行為に各要素の知財権がどう関係するのか?◆デザイン成果物の持つ様々な知財権がいったい誰のものなのか?◆権利譲渡はどうすればトラブルが避けられるのか?の点が話し合われました。各要素が持つ著作権と、各要素をまとめるデザイナーの創作性。クライアントであるインハウスデザイナーと受注者となるデザイナーの間の関わり。デザインと著作権の捉え方。本(雑誌)を創り上げる時の編集者に「独立した編集著作権」があるのに、なぜデザイナーに「独立した創作権」がないのかということころまで意見交換が広がりました。



■著作権譲渡契約における注意点も学ばれた。
 著作権譲渡契約における著作者人格権の取り扱いもきちんと話し合わないと、ブランドとして展開していくときに必ず必要となる 変更の許諾の壁 があります。

★著作者人格権

- ・公表権・・・未発表の自分の著作物の公表を決める権利
- ・氏名表示権・・・著作物を公表する時に著作者の名前を表示するかを決める権利
- ・同一性保持権・・・著作者の意に反して内容やタイトルを勝手に変えたり、削除されない権利
- ☆著作権と著作権者は、必ずしも一体ではない
- ☆著作権と所有権は違う
- ☆譲渡出来ない、人格権の取り扱いに注意

■【著作権者】と【所有者】が違う場合があります

著作物は創りだされた時点では、著作者に「著作権」と「所有権」があります。その著作物に対価を払って「所有」しても、対価の内容に依っては著作権が必ず付いてくるとは限りません。著作権が著作物に残って「所有」、著作権者が他にいる場合があります。従って、所有した著作物の権利行使(例えば:HPに載せる、複製する、翻案する等)をする場合は、「著作権者の許諾」が必要です。著作物を所有する場合は著作権も付いているか、付いていない場合は誰が所有しているかを確認し、「権利の使用の許諾」を受け、著作権者とライセンス契約を結ぶことが商品展開の場合には特に重要です。

「商品化権ライセンス契約、又は、商品化権使用許諾契約」のテーマでは「契約のチェックポイント」をライセンスとライセンスとの相互理解のために(トラブルを起こさないために)必要な項目◆許諾対象の特定◆利用する条件◆契約書をつくる上での注意点等を確認しました。

まとめ、レポート:丸山和子

情報発信

東京都知的財産総合センター 財団法人 東京都中小企業振興公社

知的財産(特許・意匠・商標・著作権等)に関する相談に対して、経験を有する専門家からの中小企業の抱える問題点に総合的なアドバイスが得られます。

- ・相談は無料です。
- ・相談内容の秘密は厳守されます。
- ・相談時間は1回、1時間です。
- ・事前には必ず電話予約をして下さい。

中小企業の知的財産の創造・保護・活用を目的に、正確な事業、普及啓発事業、助成事業の3つを主な事業として、中小企業の支援を行っています。まずは、下記URLでご確認ください。

www.tokyo-kosha.or.jp/chizai/
 〒110-0016
 東京都台東区台東1丁目3-5 反町商事ビルディング 1F 03-3832-3655
 アクセス 秋葉原駅(東京)
 相談時間:9:00~17:00
 休 日:土・日・祝日及び年末年始

【東京都知的財産総合センターは、上記の目的のために東京都が設立し、財団法人 東京都中小企業振興公社が運営している機関です。】

※なお、このページへのリンクは上記機関の了解を取っています。